

指定居宅介護支援事業者 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人八紘会が開設する指定居宅介護支援事業所ハミング（以下「事業所」という）の指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者に対して、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民等による自発的な活動によるサービス等が、効率的且つ効果的に行われるよう、居宅サービス計画を作成し、要介護状態の軽減、悪化の防止等を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の状態、その置かれている環境に応じて、要介護者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように居宅サービス計画の作成を行い、又、必要に応じて、居宅サービス計画の変更を行う。
2. 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
 3. 要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 4. サービス担当者会議を開催し、サービス担当者から専門的な見地的な意見を求め、居宅サービス等が効果的、効率的に機能するように努める。
 5. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、要介護者に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 6. 事業所は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出する。
 7. 事業所は、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅サービス計画費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。
 8. 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類交付する。
 9. 事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。
イ) 正当な理由なしに法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

ロ) 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

10. 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健・医療・福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等との綿密な連携を図り、継続的に総合的サービスが提供されるように努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 指定居宅介護支援事業所 ハミング
2. 所在地 岡山県浅口市鴨方町鴨方1081-1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、医療法人八紘会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の介護支援専門員、その他の従業者の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 1名以上
 - イ) 介護支援専門員は、要介護者に対して、居宅サービス計画書を作成する。
 - ロ) 要介護認定に係る申請について、必要な協力を行う。
 - ハ) 市町村から訪問調査の依頼があった場合は、訪問調査を行う。
 - ニ) 利用者45名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し国民の祝日、8月13日から15日まで、12月31日から1月3日までの期間を除く。
2. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
但し木曜日は午前9時から午後0時までとする。
3. 電話等により、連絡が可能な体制とする。

(上田内科クリニック(代) 0865-44-3147)

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとし、居宅サービス計画を作成したときの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

[提供方法]

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 利用者の相談を受ける場所 | 事業所の居宅介護支援相談室 |
| 2. 使用する課題分析票の種類 | むすびの和 |
| 3. サービス担当者会議の開催場所 | 事業所の居宅介護支援会議室 |
| 4. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回程度 |

- イ) 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時、もしくは利用者やその家族から求められたときは、これを提示する。
- ロ) 指定居宅介護支援の提供を求められたときは、利用者の被保険者証による被保険者資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護認定の有効期間を確かめる。
- ハ) 要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- ニ) 要介護認定の更新は、現在の要介護認定等有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- ホ) その他第2条の運営方針に基づき行う。

[内容]

1. 居宅サービス計画の作成
 - イ) 居宅介護サービスの担当配置
 - ロ) 利用者への情報提供
 - ハ) 利用者の実態把握
 - ニ) 居宅サービス計画等の作成
 - ホ) 担当者会議
 - ヘ) 利用者の同意
2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価
 3. 介護保険施設の紹介等
 4. 居宅サービス事業者等との連絡調整
 5. その他の便宜の提供

[利用料その他の費用の額]

1. 法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者より自己負担金を徴収しない。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - イ) 通常の実施地域を越え、片道概ね 16km未満 100円
 - ロ) 通常の実施地域を越え、片道概ね 16km以上 200円
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浅口市・里庄町・笠岡市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- イ) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ロ) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ハ) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第10条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第11条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上の為、研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- イ) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ロ) 継続研修 年4回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等の場において、当該家族の個人情報を用いません。
5. 事業所は、利用者の同意を得てから主治の医師の意見を求める。
6. 医療サービスを位置づける場合は、主治の医師等の指示がある場合に限り、これを行う。又、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医学的観点からの重要事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行う。

7. 事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。又、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により 利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。
8. 事業所は、利用者からの相談・苦情・ハラスメント等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情・ハラスメント等に対し、迅速に対応する。
9. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の期間とする。
10. 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
11. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、該当事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
12. 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。
又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。
13. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人八紘会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成11年11月1日から施行する。
2. 平成13年5月1日改正
3. 平成14年11月1日改正
4. 平成15年10月14日改正
5. 平成16年3月21日改正
6. 平成18年3月21日改正
7. 平成18年4月1日改正
8. 平成18年4月21日改正
9. 平成18年12月1日改正
10. 平成19年8月1日改正
11. 平成20年2月1日改正
12. 平成26年4月1日改正
13. 平成26年10月21日改正
14. 平成27年8月21日改正
15. 平成30年4月1日改正
16. 令和元年10月1日改正
17. 令和3年4月1日改正
18. 令和5年10月24日改正
19. 令和6年4月1日改正

【別紙】

解 約 料

ご利用者の都合により解約した場合は、下記料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の 作成段階途中での解約	居宅介護支援費	I (i)	I (ii)	I (iii)
	要介護 1・2	10,860	5,440	3,260
要介護 3・4・5	14,110	7,040	4,220	
保険者(市町村) への居宅 サービス計画の届け出が 終了後の解約	料金は一切かかりません。			

(注) 居宅介護支援費 I (ii)

取扱件数 45 件以上である場合において、45 以上 60 件未満の部分について算定

居宅介護支援費 I (iii)

取扱件数 45 件以上である場合、60 件以上の部分について算定